

## 開 議

○鈴木富美子議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、13番、平進介議員の1名であります。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

### 日程第1 市政一般に関する質問

○鈴木富美子議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、勝見英一朗議員から、資料の配付について申出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、順次、ご指名いたします。

#### 浅野敏明議員の質問

○鈴木富美子議長 順位1番、議席番号11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 おはようございます。

トップバッターは令和3年の3月以来でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

このたびは3項目の質問をいたします。

早速1番目の質問、脱炭素地域づくりの推進について、ご質問いたします。

国は、2020年10月に、2050年までのカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。全国の自治体でも同じ目標を掲げて、ゼロカーボンシティを目指すところが増えています。2024年9月時点で、全国46都道府県、646市区、430町村でカーボンゼロを宣言し、県内では、長井市を含め10市14町でカーボンゼロの宣言をしています。脱炭素地域づくりとは、脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組ではないかと思えます。

本市では、今年の3月策定の第4次長井市環境基本計画において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティに向けて取り組むことを宣言しました。

ゼロカーボンとは、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることを意味します。ゼロカーボン化するためには、太陽光発電やバイオガス発電といった再生可能エネルギーの普及、拡大がCO<sub>2</sub>の排出量の削減につながります。そのためには、市の取組のほか、家庭や産業部門で発生するCO<sub>2</sub>排出量の削減を実現することが求められています。また、温室効果ガスの排出量を減らすだけでなく、吸収する森林などの樹木も同時に増やさなければなりません。

本市の再生可能エネルギー普及、拡大の取組としては、長井市地域脱炭素プランが進められています。今年度、バイオガス発電設備整備事業の着手をはじめ、重点対策加速化事業によって太陽光発電を給食共同調理場敷地内へ設置し、その発電量を施設の電力として活用する計画をはじめ、自家消費型発電の支援や蓄電池設置への支援などが計画されています。今後、公共施設への太陽光パネルの設置によるCO<sub>2</sub>削減の拡大をはじめ、さらなる再生可能エネルギーの

普及を図る必要があるのではないかと思います。

また、市内製造業工場の屋根に太陽光パネルを設置するなど、民間による再生可能エネルギーの普及・拡大を推進するべきではないかと思っております。この実証事業は、おきたま新電力株式会社において、既に市内の製造業会社工場の屋根に太陽光パネルを設置して、その発電した電力を元に工場に必要な電力を供給するシステム、オンサイトPPAというそうです、を構築しており、今後の再生可能エネルギーの普及・拡大に有効な取組ではないかと思っております。

まず、バイオガス発電設備や重点対策加速化事業における温室効果ガス排出量はどの程度削減される計画なのか、総合政策課長に伺います。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 お答えいたします。

ご案内のとおり、本市では、今年5月、環境省が選定する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の採択を受け、「長井市地域脱炭素プラン～みんながしあわせに暮らせる脱炭素社会へ～」に基づく取組をスタートしています。

議員からもご紹介いただきましたが、主な内容として、一般家庭及び事業所に対する再生可能エネルギーの設備導入、具体的には、自家消費型太陽光発電設備やペレットストーブなどの木質バイオマス燃焼機器の導入支援、また、事業所に対する効率性の高い空調機器など省エネ設備への転換支援、そして私有地などへのPPAモデルによる太陽光発電設備の導入、さらに、家庭の生ごみ及び事業系食品残渣を活用したバイオガス発電による再生可能エネルギーの創出などを掲げておりまして、こうした取組によって、計画の最終年度である2029年度、令和11年度までに年間2,020トンのCO<sub>2</sub>削減を目標としています。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 計画については了解し

ました。

次に、環境基本計画における2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標について、区域施策編における具体的な取組について、総合政策課長にお伺いします。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 第4次長井市環境基本計画に含まれる地球温暖化対策実行計画の区域施策編は、長井市を一つの区域として温室効果ガス排出抑制に向けた総合的かつ計画的施策を示したものです。

この中では、市内の温室効果ガス削減目標を基準年度である2013年度との対比で2030年度に50%削減すること、いわゆるカーボンハーフを目指し、各部門においてそれぞれ具体的な取組と目標を掲げています。2030年度までに家庭部門では1,071キロワット以上の太陽光発電設備、業務その他部門では500キロワット以上の太陽光発電設備を導入するほか、産業部門では20社以上の事業所で省エネ設備や再エネ設備を導入すること、運輸部門では次世代型自動車の普及や公共交通機関の利用促進を図ること、こうした取組によって、基準年度における温室効果ガス排出量23万1,600トンに対し、2030年度では11万5,800トンまで半減することを目標としています。そして、これは2030年度において46%削減するとした国の目標をさらに上回る、より高いレベルに挑戦する内容となっています。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 計画的には了解しました。

その家庭、それから工場などへ協力を必要とすると思いますが、そういった協力していただくための、今後、こういった形で協力してもらうか、何か考えていることがありましたらお願いいたします。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 議員おっしゃるとおり、

こうした計画を実行するためには、やはり市民と、あと事業所の協力が欠かせないわけですが、その協力をいただくに当たっては、まずは現在、長井市が実施しております重点対策計画に基づく支援制度、先ほど申しあげましたように、太陽光パネルの設置ですとか、あと事業所における省エネ設備の導入などに関して、幅広くPRすることが必要だと思っています。そのPRに当たっては、まず、市報のほうでも、もちろん、ホームページをはじめ、あやめレポなどでも広くPRしておりますし、また、事業所の皆さんに対するPRに当たっては、研修会といいますか、説明会を実施いたしまして、長井市として計画している具体的な省エネ設備の導入に関する様々な施策、支援に対する計画についてお知らせをしたところです。

今後とも、こうした支援に関するPRを広く行っていくことで、全市民、事業所に対する協力をいただきたいと考えているところです。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 周知して理解していただくことが必要だと思いますので、ぜひ今後の取組に期待したいと思います。

次に、同じく、温室効果ガス排出量削減目標の事務事業編における具体的な取組について、総合政策課長にお伺いします。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 地球温暖化対策実行計画における事務事業編は、事業所としての長井市が環境負荷の低減に向けた取組を率先して行うことにより、市民及び事業者等の環境配慮活動をさらに促進することを目的としています。

事務事業編では、新庁舎が本格稼働した2022年度を基準年度とし、その対比で、2030年度に51%削減、数値で申し上げますと、2,406トンのCO<sub>2</sub>削減を目指すこととしています。

具体的な取組といたしましては、公共施設に、これは敷地も含みますが、一定以上の太陽光発

電設備を設置すること。日常的な省エネ対策の徹底により、電力使用量及び灯油、重油、LPガスなどの化石燃料使用量を15%削減すること、また公用車更新時におけるエコカーの導入検討、また、公共施設への再エネ電力の調達などを掲げています。

本市では、今年1月から、市内全小・中学校に対し、再エネ電力の供給を開始しており、今後もPPAによる太陽光発電設備の導入やバイオガス発電設備の整備など、再エネ電力の普及拡大につながる具体的な取組を計画しています。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 ただいま、取組について紹介していただきましたが、エコカー導入については、具体的にどういった形で導入することを考えていますか。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 エコカーの導入については、現在の公用車の耐用年数や走行距離を勘案し、更新すべき時期に更新する場合は、そういったエコカー、国土交通省でCO<sub>2</sub>排出量などの基準を示した、そういった自動車になりますが、そういったクリーンエネルギーの公用車、導入などの検討をしていくものと考えております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 公用車の更新時期にエコカー導入を図る計画だとお伺いしましたが、ぜひ、今、EV自動車はまだ1台もございませんので、ぜひ導入に当たってはEV車購入についても検討をお願いしたいと思います。

次に、2050年度までにCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにする取組には、再生可能エネルギーの普及拡大と同時に、温室効果ガスの排出量を減らす取組も推進しなければならないと思います。ゼロカーボンシティの実現のために、さらなるエネルギーの節約、太陽光発電パネルの設置、食品ロスの削減、CO<sub>2</sub>の少ない交通手段など

を推進する必要があるのではないかと思います。

温室効果ガス削減目標達成に向けて、現在推進している事業のほかにも今後、事業化する計画がありましたら、総合政策課長のお考えをお伺いしたいと思います。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 今年3月に策定した第4次長井市環境基本計画、そして地球温暖化対策実行計画は、市民及び市内事業所の皆様へのアンケート調査や環境審議会委員の意見、また環境省による脱炭素まちづくりアドバイザー派遣制度活用による専門家からの助言を踏まえ、慎重に議論を重ねながら策定したものです。

そして、この計画の中には、ゼロカーボンシティ実現に向け、議員が推進すべきとお考えの様々な取組についてもしっかりと明記させていただいております。計画に掲げる施策を着実に前進させるため、当面は冒頭で申しあげました重点対策加速化事業を中心に取組んでまいります。

また、各種計画に盛り込んだ内容は、全庁的に取組んでいくものですので、それを実践するために必要なその他の事業については、各課とも連携しながら今後、検討してまいりたいと考えているところです。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

最後の質問になります。国は、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、2030年度までに集中して行う取組、施策を中心に、工程や具体策を示す脱炭素ロードマップが策定されました。この脱炭素ロードマップでは、地域脱炭素が意欲と実践可能性が高いところからその地域に広がっていく実行の脱炭素ドミノを起すべく、2025年度までの5年間を集中期間として施策を総動員するとされています。

そして、2030年度以降も全国へと地域脱炭素

の取組を広げ、2035年度の目標を2013年度比で60%減とする目標を掲げました。2050年度を待たずして、多くの地域で脱炭素を達成し、地域課題を解決した強靱で活力ある次の時代の地域社会へと移行することを目指しています。

そのため、国は、2030年度までに少なくとも100か所の地域脱炭素先行地域をつくる目標を掲げています。この地域脱炭素先行地域に選定されると、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の支援が受けられます。交付率3分の2で、上限が50億円までの事業に活用できることができます。この計画策定を支援する目的の地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援事業も活用できるのではないかと思います。

脱炭素先行地域は、令和5年度までに82地域が選定されており、東北では、14地方自治体が選定されていますが、東北で唯一山形県内の自治体が選定されていない県となっています。選定のハードルは高いと思われませんが、ゼロカーボンシティを目指す本市にとって、脱炭素先行地域を目指すべきではないかと思いますが、最後に市長のお考えをお伺いします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。浅野議員のこの項目の最後のご質問ということで、ゼロカーボンシティ宣言による脱炭素の取組と地域づくりについて、私へは、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用などを見据えて、長井市としては、次期脱炭素先行地域に選定されることを目指すべきではというご提言でございます。ありがとうございます。

冒頭、浅野議員からありましたように、山形県内35の市町村のうち25自治体しか宣言してないんですね。ただいまおっしゃったように、山形県だけがこの脱炭素先行地域に選定されていないということなのですが、これはまず最初に申し上げますと、あと6年後なのです。6年後

に脱炭素ゼロということが果たして実現可能かどうか。浅野議員からもいろいろ紹介ありましたように、環境省への、何でしょうね、国の力を入れている部分というのは、まずは補助率が高い、また、一つ一つの事業の、先ほど申し上げました50億円という、非常に予算もほかの省庁から比べれば大幅に予算を割いているんだと思います。これは、日本が2050年までCO<sub>2</sub>ゼロと、排出ゼロということを世界に向けて宣言しておりますので、何としてもこれを実現しなきゃいけないという国としての決意ということだと思っています。

一個ちょっとお話しさせていただきます。最初に、ちょっと長くなりますので、これはご理解いただきたいと思いますので、よろしく願います。

浅野議員ご案内の脱炭素先行地域とは、国が目標とする2050年カーボンニュートラルを20年前倒して実現することを目指すということで、地域特性に応じた温室効果ガス削減に取り組む地域について、環境省が公募し、選定したものをいうわけでございます。また、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金には2つのメニューがありまして、そのうちの一つが議員からご提言ございました脱炭素先行地域への選定を要件とする脱炭素先行地域づくり事業であり、もう一つが、これは私どもで採択されました重点対策加速化事業でございます。この2つの補助メニューの活用については、長井市のカーボンニュートラルに向けた施策の検討に当たって、当然のことながら、既に検討した経緯がございます。

何とかできないかということで、私ども検討したんですね。脱炭素先行地域づくり事業は、基本的に一般家庭や事業所でのCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを2030年度までに前倒しする区域を選定し、その地域に限り、再生可能エネルギー設備導入などの取組を手厚く支援するというものでございます。

したがって、カーボンニュートラルを20年前倒して実現しようとする区域を長井市全域に設定すれば、市民及び市内事業者の全てを支援の対象とすることができますが、国が目標とする2050年を待たずに6年後に市全体で2030年カーボンニュートラルを実現する必要があるんです。これは本当にできるのか。目標ではないんです、これ。実現しないといけないんですよ。ですから、極めてハードルが高い目標設定が求められるわけなんです。

逆に、目標達成の可能性を考慮し、区域を一部に限定すれば、指定された区域以外の市民または事業者は補助の対象から外れると。それって、本当にそれも設定できるのか考えたときに、やはり市民にとってはいろんなメリットがあればいい話かもしれませんが、その区域について事業者さんもこれゼロにしなきゃいけないわけです。本当にそんなことができるかって考えたときに、まあ、極めて現実的じゃないと私どもは考えざるを得なかったんですね。

一方、長井市が活用する重点対策加速化事業は、脱炭素の基盤となる重点対策に国と地方が連携して取り組むことによりまして、地域の脱炭素化を目指すもので、区域にかかわらず要件を満たせば支援の対象となり、2030年度カーボンハーフ、2050年度ゼロカーボン計画の目標に掲げる長井市の取組により効果的な活用が見込まれる交付金事業であると考えたところでございます。

今年度は、最終応募説明会に300を超える自治体が参加して、長井市を含む全国40の自治体の事業計画が採択されたんですね。これ実に、交付金の内定を受けましたけど、採択率が13%なんです。ですから、山形県内では多分私ども以外にないと思うんですね、今回のこの重点対策として選定を受けたのは。

重点対策加速化事業として環境省に採択された長井市の事業計画は、今年3月に策定した長

井市地球温暖化対策実行計画とリンクしているものでございまして、この実行計画は、市ホームページでもご覧いただけますけれども、国の目標である2030年度までに温室効果ガス46%削減のさらに上を目指すものであると同時に、具体的な事業、行動によって、可能となるCO<sub>2</sub>削減量の一つ一つの目標値として積み上げ、実現可能性に配慮して策定しております。市では、現在、こうした計画に基づきまして、その内容に合致した交付金メニューを選択しながら、順調に取り組を進めているところでございます。

将来的には、計画に基づく新たな事業の検討や進捗状況などにより内容の一部見直しなども必要になると思いますが、現計画に掲げた取組の一つ一つを市民や事業者の全面的なご理解、ご協力をいただいて、そして着実に実行していくことが最重要課題と捉えておりまして、新たに脱炭素先行地域を目指すことは現在のところ、その実現性から、6年後ですからね、極めて困難であり、現実的にはまずは現段階では難しいのではないかと判断しているところでございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。別な重点加速化事業で目指すというようなことは状況分かりましたので、ぜひゼロカーボンシティ宣言しておりますので、実現に向けて期待はしたいと思います。

次の2番目の質問に移らせていただきます。部活動の地域移行の課題についてご質問いたします。

部活動の地域移行については、2022年6月にスポーツ庁における有識者会議で提言され、2023～2025年度の3年間を改革集中期間として全国での移行を目指すとしています。

地域移行の背景には、少子化により部員が減り、学校単位では日々の練習やチーム編成が難しいケースが増えていることや、競技経験のな

い教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導など教師にとって大きな業務負担となっていることが上げられます。しかし、地域の受皿と指導者の確保が大きな課題となっており、本市においても地域移行の実施に当たっては苦慮されているものと思います。

まず、本市における中学校部活動地域移行に向けた現状と課題について、学校教育課長にお伺いします。

○鈴木富美子議長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 お答えいたします。

部活動の地域移行については、文部科学省より令和8年度から休日の部活動を廃止すること、そしてその受皿として、地域において中学生が活動する環境を整備することが示されています。

本市については、中学生のための環境整備に向けて、各団体への情報提供、各団体代表者等で構成する検討組織の設置や国委託事業を活用した実証事業などを実施しております。また、令和5年9月に長井市スポーツ・芸術文化活動環境整備推進計画を策定し、現段階の方針を示しています。加えまして、令和7年度までを改革推進期間とし、休日に関して、部活動を行わないとなった後にも中学生が持続的にスポーツ、芸術文化活動ができる環境整備を進めていこうとしております。

令和6年度からは、部活動の任意加入制が導入されました。生徒等の現状ですが、現在は、部活動のみに参加する生徒、地域クラブ等に参加する生徒、またその両方に参加する生徒、いずれにも参加していない生徒がいる状況となっております。

中体連大会に地域クラブ等で参加する生徒も出てきております。夏の県大会には、剣道とソフトボールの2種目が出場し、11月の新人戦大会決勝大会においては、ソフトボールのクラブが県で優勝という好成績を収めております。

このように、現在は、部活動と地域クラブ等

がある中で、生徒自身が主体的に選択し、活動を行っております。中学校の壮行式では、中体連に参加する生徒、地域クラブ等で参加する生徒、文化部等に所属し、中体連に参加しない生徒、部活動やクラブ等のいずれにも参加していない生徒、それぞれの立場で自分たちが頑張ることや目標に向けて力強く決意表明をする形へと変わってきております。従来の部活動の在り方から大きく変貌していることを示す一コマでした。生徒たちは、互いの個性や選択を尊重して学校生活を送っております。

一方、課題としては、人、物、お金に関して、それぞれ若干の課題があるかなと考えております。まずは、人ですが、各地域クラブ等において、指導者の確保が課題となっております。スポ少などの中には、これまでの活動に加えて、中学生の活動を実施するための指導者をどのように確保していくかが課題となっている団体もあります。

次に、物についてですが、部活動で使用する備品は、学校備品として長年整備してまいりました。備品に関して、そのまま地域クラブ等で使用できるのか、破損などが生じた場合には、誰が直したり購入するのか、そのルールを新たに検討する必要が出てきております。また、スクールバスについても、合同チームの練習などでどこまで活用できるかを考える必要性が出てきております。

最後に、お金の面についてですが、平日は部活動に所属し、休日は地域クラブ等で活動するという生徒さんの場合、追加の費用が必要となることが考えられます。原則として、保護者負担になりますが、過度な負担にならないような配慮が必要と考えます。

なお、最も重要なことは、生徒自身の希望をかなえたり、体調に配慮した活動にしたりするなど、生徒を最優先にした活動にする必要があることです。任意加入制の下で多様な選択がで

きることを保障することや、勝利至上主義に陥らないこと、スポーツハラスメントを生じさせたりしないこと、これは大人の責任と考えております。数十年に及ぶ歴史ある部活動の仕組みを大きく変える事業であり、様々な課題が生じるのは当然ですが、学校、地域、クラブ等、市役所内の他部署などの関係者の方々と協力し、よりよい環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 答弁の最後に課題について説明いただきましたが、あるいはその解決が今後の苦勞する部分ではないかと思えます。

次に、令和5年度に実施した運動部活動の地域移行に向けた実証事業の成果における今後の課題として、部活動顧問と競技関係団体の話し合う場の設定ができなかったとしています。部活動から地域移行するに当たっては、部活動顧問との競技は地域移行の基本ではないかと思えますが、学校教育課長のお考えをお伺いします。

あわせて、地域移行の、先ほども若干触れていただきましたが、会費や指導料など、保護者負担について改めてお考えをお伺いします。

○鈴木富美子議長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 令和5年度の運動部活動の地域移行、地域連携に向けた実証事業では、スポ少や地域クラブ等が土日などの休日に中学生の活動を実施する事業を対象として実施しました。参加団体は11団体でした。実施期間は10月から1月までの4カ月間で、参加した中学生は175名となっております。

この実証事業を通して、部活動の任意加入を導入する前に、学校や地域クラブ等が実際にどのくらいの中学生在参加するのかという人数的な把握ができたこと、それに伴って、定期的な休養日を設けるための連携の取り方などを共有したことが成果として上げられるかと思えます。

一方で、部活動の顧問と地域クラブ等の指導

者の間で、生徒の活動情報の共有や活動の調整に丁寧な対応が必要となった場面も見られました。現在は、地域移行、地域連携に向けた環境整備を実施している期間であり、既存の部活動と新たな活動とが同時並行に行われている状況にあるため、このような事態が生じたものと捉えております。

地域クラブ等からは、学校との話合いの場を定例的に設けてほしいという声も上がっています。実際には、競技や種目により状況が異なり、既に対応ができている団体等もありますが、今後に向けて、種目や協議による必要に応じた最適な形について検討してまいります。

なお、休日の地域移行、地域連携を実施する令和8年度以降については、小学生のスポ少や学習塾、その他の習い事などと同様に、自己選択かつ任意での活動となるため、地域クラブ等への参加費用については保護者負担が原則と考えております。しかし、過度な負担増加となることを避けるため、学校との備品の共有、学校施設を利用する際の使用料の減免などの措置も必要であろうと考えているところです。

地域クラブ等についても、実証事業を活用して、参加する中学生の人数や必要となる指導者数の見込みを把握した上で、適正な参加料、これを検討し、令和8年度以降も持続可能な体制を構築していただきたいと考えております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 保護者負担、大きくなれば、ぜひなかなか地域のクラブのほうに難しい家庭も出てくるかと思しますので、ぜひ今後、検討していただきたいと思います。

学校単位におけるチーム編成が困難な種目もあるようですが、現在、長井南・北中学校部活動でチーム編成ができない種目について、学校教育課長にお伺いします。あわせて、長井南・北中学校にかかわらず、広域的なチーム編成も行われているかについてもお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 現在、長井南中学校には17、長井北中学校には15の運動部が設置されております。その中で、団体としてチーム編成が困難となっている種目については、長井南中学校ではサッカー部、ソフトボール部、男女の剣道部、男女の柔道部の6つの部活動です。また、長井北中学校については、サッカー部、ソフトボール部、男女の剣道部、男女の卓球部、6つの部活動となっております。

また、広域的なチーム編成が行われている部活動としましては、サッカー部が長井南中学校、北中学校が合同チームを組んでおります。また、ソフトボール部に関しては、長井北中学校と白鷹中学校が合同チームを編成している実情がございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 広域的にチーム編成になった場合の地方大会及び県大会、それは可能なように、もう規則が変更になったのでしょうか。そこをもう一度お願いします。

○鈴木富美子議長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 中体連の規定、規約によりまして、いわゆるやむを得ず、または、その種目によりますが条件によって合同チーム編成については認められております。そのチーム編成等については、参加する要件に合う、例えば人数であったりとか、その参加費用のきちんとした負担などがあれば、合同チームでの中体連の参加ということについては、それぞれの種目によって参加可能というようなことの規約になっております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

次に、令和5年度から部活動地域移行コーディネーターが配置されています。業務内容と成果について、学校教育課長にお伺いします。

○鈴木富美子議長 竹田 洋学校教育課長。



○竹田 洋学校教育課長 部活動地域移行コーディネーターは、令和5年度から学校教育課に配置し、今年度も引き続きの配置となっております。

業務としては、生徒たちにとって望ましいスポーツ、文化活動の環境を構築していくことを目的として、次の3つの業務を行っております。1つ目は、スポーツや文化活動を実施している地域クラブ等と学校の活動状況を把握し、両者の連携や、中学生の生徒に必要な情報を届けるためのコーディネート業務、2つ目は、スポーツ、文化活動の環境整備に向けた会議体の設置と運営に関する業務、3つ目は、部活動の地域移行、地域連携の方針の取りまとめに関する業務となっております。

成果としては、関係団体の代表者等から構成される長井市スポーツ・文化活動環境整備推進委員会との会議の実施、また環境整備のための計画策定、生徒の活動を実施する地域クラブ等の情報の取りまとめと生徒への広報資料の作成、配布が円滑に行われているところでございます。

また、コーディネーターの活動によって、今年度から導入された部活動の任意加入制の中でも大きな混乱がなく、活動が実施されている状況となっております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

次に、部活動の地域移行には、地域の受皿がない現状では、地域移行を2025年度までに行うのは私は困難ではないかと思えます。本来であれば、総合型地域スポーツクラブが受皿となるべきではないかと思えますが、現状の体制では困難であり、当面は中学校の部活動として存続し、種目ごとの部活動指導員を配置して、教員の大きな業務負担とならないような環境を整備すべきではないかと思えます。それには、部活動指導員の養成が必要となりますが、部活動指導員の現状と課題について、学校教育課長にお

伺います。

○鈴木富美子議長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 平成29年4月1日より、学校教育法施行規則が改正施行され、部活動指導員が国により制度化されました。この制度が導入された背景には、競技経験がなく、専門的知識を持たない教員が顧問をせざるを得ない状況、また、中学校教員の勤務時間超過を改善したいという2つの大きな狙いがありました。部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動で、中学校の教育課程として行われるものを除くものに係る技術的な指導に従事するというものであり、その職務としては、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加によって行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動、いわゆる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事するものと規定されており、部活動の地域連携、地域展開の制度上のものとは別のものとなっております。

長井市では、令和元年より導入しており、今年度、令和6年度は、長井南中学校に2名、長井北中学校に1名配置しております。活用状況としては、部活動の活動に対しての実技指導、文化活動に対しての実技指導、そして学校外での大会、練習試合等の引率を行っております。

昨年度の部活動指導員による顧問の先生の実務軽減時間数は約280時間と成果が出ております。

なお、一方、課題としては、この部活動指導員の成り手が少ないことと、時間調整の難しさから、最大限の活用には至っていないことなどが上げられます。

今後とも子供たちのスポーツ活動や文化活動等を支えていくために、地域展開、地域連携を進める中で、効果的な活用を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 成り手がなかなか少ないというような現状だと思いますが、現在、3名の方が部活動指導員になっていますが、これは教員の退職者の方なのか、それとも一般の公募した上での指導員なのか、お伺いします。

○鈴木富美子議長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 3名のうちの2名は元教員ということで、教員経験者です。もう1名については、教員免許を有している方で、現在、学校教育支援員として活躍している方にいわゆる併務というか、兼務をしていただいている状況でございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 部活動指導員の報酬についてはどの基準なのかと、それから、指導員としての資格は必要あるのかないのか、そこを説明をお願いします。

○鈴木富美子議長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 部活動指導員の報酬についてお答えいたします。

国のほうの基準では決まっております、国3分の1、県3分の1、市3分の1ということでの報酬ということになっております。

詳しい額については、1年目、2年目とかということで少し傾斜があるように思いますので、ここで数字まではなかなかお答えできないところになっております。

次に、資格についてですが、特に資格を有するというものではございませんので、ただ、長井市としては、学校のことについて、具体的な活動ができるようにということで、応募の際に人の選考については教員の経験であったり、教員免許を有している方を優先的に採用させていただいているところでございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 最後に教育長にお伺いします。これまでの部活動は、学習指導要領において、教師の指導の下、学校内で行うことが

前提にされてきていました。しかし、地域移行を実施するに当たって、学習指導要領における部活動の位置づけや本市における部活動の将来像も含めて、地域移行について教育長のお考えをお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答えいたします。

まず、この部活動という考え方もそうなのですが、スポーツという考え方についてまずお答えしたいと思います。

先ほど、竹田課長のほうから、数十年にわたるこれまで行ってきた部活動の大きな改革だというふうにありました。私もそういうふうにと捉えております。いわゆるこれまで日本が営々と築いてきたスポーツ文化をどういうふうにしていくのかということだと思います。それらを基調にしたスポーツ庁からの提案であると思いません。

県の教育長会議でもそのことについていろいろ話題になるんですが、本来、どういふスポーツ文化を築きたいのか、その中でどういふふう部に活動を位置づけるのかということに大事にしたいということは、私たちだけでなく、他の市町からも出ているところです。

本市では、いわゆる大きな流れの中で、子供たち一人一人がスポーツも含め、文化も含め、まず自分が伸ばしたいことを伸ばすという環境整備をきちんとしていきたいという、そのような視点についてこれまで取組を行ってきたところです。

改めて整理をしてお答え申し上げます。

長井市議会の令和6年6月定例議会、この一般質問でもお答えしましたが、長井市では、国、県の方向性を視野に入れながら、地域として中学生だけでなく児童の時期から中学生、そしてその先の高校生や生涯を見据えたひとりスポーツ、それから多様な文化活動への取組を奨励し、児童生徒一人一人がやりたいことで力を伸

ばしていける、そのような環境整備を目指してきました。そこには、スポーツはもちろん、文化的な活動に加え、ダンスですとか、ボランティア活動ですとか、ICTクラブですとか、児童生徒のやりたいことを応援したい、整備してあげたいという視点を大切にしていって取り組んでいくことを主眼としてきました。

次期学習指導要領における部活動の扱いについて、現在もたくさんの議論が行われておりますが、長井市としては、児童生徒数が少なくなっていく中で、中学校の部活動を地域にお任せするという発想ではなくて、一人一人の児童生徒のやってみたい、頑張ってみたいという気持ちを生かすことができる環境整備づくりを大切にしていきたいと考えております。

将来的には、市民一人一人がますます健康で文化的な生活ができるように、まちづくり、人づくりの一部として、中学生の時期の活動も充実していったらいい、そのような視点でこれからも取り組んでいく所存でございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 教育長のお考えを聞いて安心しました。全て地域に任せるというんじゃないで、今後とも学校が関わって部活動の、地域移行する部活動、もしくは地域移行できない部活動も含めて、ぜひ学校のほうとの関わりを持っていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

最後の項目になります。長井市防犯協会の在り方についてご質問いたします。

長井市防犯協会は、規約を見ますと、昭和22年から施行されており、今年で57年になります。目的としては、犯罪のない明るい住みよいまちづくりに寄与することを目的として、防犯思想の普及、宣伝及び広報、青少年の非行防止、防犯施設の拡充、強化、社会を明るくする運動の推進などの事業として、毎年防犯パトロールや啓蒙活動はもとより、白つつじまつり、ながい

黒獅子まつり、あやめまつり、長井おどり大パレードやながい水まつり、最上川花火大会の警備活動が行われています。会員は、市内に居住する住民として、各支部ごとに支部長、副支部長を置いて、組織運営は各支部に委ねるとしてあります。事務局を市民課に置くとしてあります。

まず、各支部の会員、役員、どのように選任されているのか、市民課長に簡潔にご説明をお願いします。

○鈴木富美子議長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 お答えいたします。

長井市防犯協会には、ご存じのように、中央地区、致芳地区、西根地区、平野地区、伊佐沢地区、豊田地区の6つの支部がございます。各支部の会員や役員の選任方法については、それぞれの支部に委ねられているため、支部ごとに様々です。支部によって、地区長が兼務しているところもあれば、地区長とはかぶらないように選出しているところもありますし、また、支部長などの役員については、地区の輪番制で割り当てられているところもあれば、話し合い等で決定されているところもあります。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 6支部のうち中央支部については、地区長と兼務しているのではないかと思います。日々の地区長業務のほかに防犯協会の事業活動を担わなければならない、大きな負担になっているのではないかと思います、市民課長のお考えをお伺いします。

○鈴木富美子議長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 中央支部の役員構成については、規約上、各地区から班長を選出するとなっておりますが、今年度については、全ての地区で地区長が班長を兼務している状況ですので、ご負担をおかけしていると思っております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 特に中央支部の防犯協会では、地区長が兼務しているということであ

りますが、特にお祭りの警備を担う防犯協会の役員は、指導する権限もない上、注意することで危険な目に遭うことも予想されます。中央地区で開催される白つつじまつり、ながい黒獅子祭りや長井おどり大パレードや最上川花火大会などのお祭りでは、中央支部の役員が警備業務を担っているのではないかと思います。

警備や交通誘導を専門とする警察官のほかに、警備保障会社の警備員などで十分でないかと思いますが、改めて、防犯協会における警備の役割と目的について、市民課長にお伺いします。

○鈴木富美子議長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 お祭りなどの警備については、浅野議員がおっしゃられたように、白つつじまつりなど中央地区で開催されるイベントについて、長井市観光協会から協力依頼により行っております。中央地区で開催されるため、主に中央支部で警備に当たっていただいておりますが、中央支部以外の5つの支部長などにも協力いただいております。

防犯協会の活動の重点目標の一つに、防犯意識の高揚と自主防犯活動の推進ということがあります。市民が安心して地域で開催されているお祭りに参加できるよう、会場内を見回っていただくことで犯罪発生を抑止力としての役割を担っていただいております。

なお、防犯協会が警備をされていて、万が一けんかなどのトラブルを発見した場合は、注意するなどの行為は決してせず、警察に通報するよう警察から指導を受けております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 そういったお祭りの中でトラブル等については今までなかったのか、その辺お伺いします。

○鈴木富美子議長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 これまでそのようなトラブルは確認しておりません。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 次に、長井市防犯協会規約の規定にはありませんが、山形県防犯協会連合会には、長井市と長井地区防犯協会が正会員として加入しています。長井市防犯協会は長井地区防犯協会の構成員となっており、山形県防犯協会連合会の下部組織でもあるのではないかと思います。長井市は、山形県防犯協会連合会の正会員になっていますが、本市としての防犯に係る取組について、市民課長にお伺いします。

○鈴木富美子議長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 本市の防犯に係る取組は主に3つございます。1つ目は防犯灯の設置や修繕です。地区長や学校関係者などから要望があった中から、通学路を優先的に現地確認等を行い、予算の範囲内で毎年度新設しています。また、不点灯箇所については、速やかに修繕するよう努めております。

2つ目は防犯カメラの設置です。市民の安心安全と犯罪抑止を目的に、現在、市内9か所、10台の街頭防犯カメラを設置しております。交通違反者や捜査車両などの特定において、長井警察署からの依頼により画像を提供しており、早期解決に貢献しているものと考えております。

3つ目は長井市コミュニティ協議会による防犯パトロールです。今年度、市内各コミュニティセンターに青色回転灯を装備した車両が配備になったことから、市長から、長井市コミュニティ協議会に新規防犯団体として委嘱状を交付させていただきました。今後は、地域の実情に合わせた、よりタイムリーな防犯パトロールの実施が期待されます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

防犯協会の事務局でもありますので、防犯協会の活動についてはぜひ市民課長のほうの指導を期待して、なるべく負担にならないような取組について期待をしたいと思います。

最後に市長にお伺いします。山形県防犯協会連合会は昭和27年に設立され、定款における目的では、県民の防犯意識の高揚、少年の健全育成及び善良な風俗の保持に努め、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することとされており、長井市防犯協会の規約も同様の目的になっています。戦後間もない社会では必要な組織だったと思いますが、令和の時代になっても同様の組織体制、同様の事業、活動が必要なのか検討する時期に来ているのではないかと思います、最後に市長のお考えをお伺いします。

○鈴木富美子議長 内容重治市長。

○内容重治市長 お答えいたします。

ちょっと時間がないので、残念ながら議論を深められないのがごめんなさい。お断り申し上げたいと思います。

議員おっしゃるように、70年前で、今時代変わったというんですが、今は人口減少、それと地域には高齢者と、子供、若い人が本当になくなるような、そういう時代ですので、むしろ深刻な状況であると私は認識しております。

長井警察署によりますと、長井市内での刑法犯の認知件数は減少傾向にあるということですが、最近では、白鷹町の郵便局や高畠町のコンビニで強盗事件が発生しており、対岸の火事ではないと考えております。

同時に、このような凶悪な事件は、早期解決された長井警察署はじめ県警の捜査能力が非常に高いと。それから努力された、そのことについては本当に敬意を表するものでございますが、実は、公式に聞いたわけではございませんが、こういった事件の解決には、やっぱり地域の皆様のご協力があったんですね。特に防犯協会とか交通安全協会。これは説明されたように、恐らく、いわゆる地域の安全安心を守るために警察署に協力する、以前からそういった地域の組織があったと思うんですけれども、それが戦後、こういった形で整備されてきたということでご

ざいます。

浅野議員がおっしゃるように、防犯協会の設立された時期と現在では社会情勢が大きく変化しておりますが、でも、少しでも犯罪を減らしていくためには、地域住民が自ら行う地道な防犯活動が不可欠であるということは変わりなく、防犯協会にはその役割を担っていただいていると思います。最近の、まだ東北ではございませんけれども、闇バイトによるSNSと、あと実行犯は、実際現場で起きているわけです、それを解決に向けたというのはやっぱり地域の皆さんのいろんな情報なんですね。先ほどの白鷹町の郵便局なんかも実は防犯カメラって限られているものですから、日本の場合は、そうすると、自動車の車載カメラが非常に効果的だったという話を聞いております。しかも、市民だけでなく、住民だけでなく、交通安全の関係の、例えば安全運転管理者連絡協議会ってあるんです、安管連というんですが、そちらのほうで働きかけて、そのときにその時間帯に通った、いわゆる企業、事業者の車載カメラなども大変重要な捜査の協力材料だったと言われております。

防犯協会の中で現役でお仕事されている方もいらっしゃると思いますので、なるべく負担がかからないように配慮しながら、防犯協会の活動をお願いしてまいりたいと思いますが、一つは、もう今、例えば隣組長もできないという、座談会なんかでいうと高齢者の方言うわけですよ、市でやってくれと。あるいは交通安全協会さんとか、あるいは青少年育成推進員とか、こういった方々も恐らく同じような形で地域の安全・安心を守るために、警察のほうと我々自治体と一緒にあって、そういう組織で地域の安全を守ってきたわけですが、やっぱりもうそのところ見直すとすれば、防犯協会であったり、安協であったり、一生懸命地域のために活動されている皆様との、団体とのやっぱ意見交換から始め

て、どうしたらいいかと、そのために長井市ではコミュニティセンターの法人化を図ったわけですね。地域福祉も民生委員・児童委員だけではできません。あと社会福祉協議会だけではできない、当然行政の福祉関係ではできないわけです。そういったところをやっぱり各6地区の長井市コミュニティセンターと、また安協もそうです、防犯協会もそうですし、青少年の育成、指導などもそうですし、そういったところをもう一回再構築する時期になっておりますが……。  
(「市長に申し上げます」の声あり)

○**内容重治市長** そういった意味では、うちのほうはコミュニティ、地域コミュニティをなくさないということで、小学校を統廃合しないって、教育委員会のご協力いただいておりますので、そういう視点でぜひ今度答弁っていいますかね、もう少し議論深められればと思います。  
(「ありがとうございました」の声あり)

### 勝見英一朗議員の質問

○**鈴木富美子議長** 次に、順位2番、議席番号3番、勝見英一朗議員。

○**3番 勝見英一朗議員** 政新長井の勝見です。今回の一般質問では財政に関して質問させていただきます。

その骨子は、起債に際し、後年度に交付税措置されるとされているものについて、実際にどのように措置されているのか確認したいということ、同時に、臨時財政対策債についても、元利償還金相当分を国が後年度に交付税措置することになっていますが、実際どうなのか確認したいということ、そして、中期財政見通しの数値や単年度の元利償還金の総額を財政運営の一つの目安とすることなどについてお尋ねしたいと思います。

まず、起債により後年度に交付税措置されるとされているものについて、どのように交付税に反映されているのか見ることにいたします。

その際何を見ればよいかですが、交付税の算定基礎となる基準財政需要額が適当と考えました。これだけ必要だという積み上げが基準財政需要額で、その中に交付税措置されるべき額が算入されると考えますので、まず配付資料の表1(A)のように、基準財政需要額を載せ、それに後年度交付税措置される見込額(C)を入れました。そしてこの2つの関係を見るには、前年度からの増減と比較するのが分かりやすいと考え、表1の(B)欄に基準財政需要額の前年度からの増減を出し、これと交付税措置見込額(C)との関連をグラフにしました。それがグラフ1です。

これを見ると、グラフの凹凸の特徴がほぼ一致していて、特に令和元年度以降に点線のグラフが右にずれていますので、後年度交付税措置の影響と見ることはできそうですが、これをもって後年度に交付税措置されていると見てよいのかどうか。起債は多数に上り、交付税措置が終わるものと新たに始まるものが入り替わるわけですから、ならしてみれば年度ごとの措置見込額の総額にはあまり変化はないとしても、令和2年度のように、措置見込額が大きく増えた場合は、後年度の基準財政需要額に変化が見られるのではないかと考えました。今後も起債により後年度交付税措置は様々出てまいりますので、それを理解するためにも、実際措置されていることをどのように確認すればよいか、財政課長の見解をお伺いいたします。

○**鈴木富美子議長** 鈴木和夫財政課長。

○**鈴木和夫財政課長** 勝見議員の質問にお答えいたします。

まず結論から申し上げますが、後年度に交付税措置されたとした起債につきましては、借り入れ後毎年度支払う元利償還金が措置率に応じ